市役所　市民相談センター

【所在地】

〒730-8586 中区国泰寺町一丁目６－34　市役所本庁舎１階
電話　082-504-2120（直通）　FAX　082-504-2121

【相談日時・相談内容】

相談名	相談員	日時	相談内容
市政相談	市職員	月～金曜日 午前8時30分～午後5時	市政に対する意見・要望など
民事相談	民事相談員	月～金曜日 午前8時30分～午後5時	親族、相続関係その他日常生活上の法律関係の困りごとなど（刑事事件は除く）
交通事故相談	交通事故相談員	月～金曜日 午前8時30分～午後5時	賠償額の算定、自賠責保険請求の方法
法律相談	弁護士	水・金・土曜日 （土曜日は、消費生活センター（アクア広島センター街８階）です。） 午後1時～午後4時30分	法律上の諸問題 （刑事事件は除く）

【相談料】

無　料

【相談方法】

事前に電話で予約が必要なものもありますので、３～４ページの「市民相談の日程」を参照してください。

区役所　市民部　区政調整課

【所在地】

区役所市民部 区政調整課	郵便番号	所　在　地	電　話
中　区	730-8587	中区国泰寺町一丁目4－21	082-504-2543（直通）
東　区	732-8510	東区東蟹屋町9－38	082-568-7703（直通）
南　区	734-8522	南区皆実町一丁目5－44	082-250-8933（直通）
西　区	733-8530	西区福島町二丁目2－1	082-532-0925（直通）
安佐南区	731-0193	安佐南区古市一丁目33－14	082-831-4925（直通）
安佐北区	731-0292	安佐北区可部四丁目13－13	082-819-3903（直通）
安芸区	736-8501	安芸区船越南三丁目4－36	082-821-4903（直通）
佐伯区	731-5195	佐伯区海老園二丁目5－28	082-943-9706（直通）

【相談日時】

日時は一律でないので、3～4ページの「市民相談の日程」を参照してください。

【相談業務内容】

⑴市政相談　⑵交通事故相談　⑶暴力被害相談（中区役所を除く）
⑷人権相談　⑸行政相談　⑹司法書士法律相談
⑺表示登記・境界相談　⑻行政書士法律手続相談
⑼年金・労働相談（中区役所のみ）
⑽税務相談（佐伯区役所のみ）を受けています。
詳しくは、3～4ページの「市民相談の日程」を参照してください。

【相談料】

無　料

【申込方法】

市政相談以外は予約制です。相談日当日午前8時30分から電話で先着順に受け付けます。

交通事故相談、暴力被害相談、表示登記・境界相談につきましては、相談日当日の午前10時まで随時、電話で先着順に受け付けます。

市　民　相　談

（市外局番：082）

相談名（相談員） ＼ 相談場所（TEL FAX）		市役所本庁舎	各区役所				
		市民相談センター	中区	東区	南区	西区	安佐南区
		TEL504-2120	TEL504-2543	TEL568-7703	TEL250-8933	TEL532-0925	TEL831-4925
		FAX504-2121	FAX541-3835	FAX262-6986	FAX252-7179	FAX232-9783	FAX877-2299
市政相談（市職員）		月～金曜日	月～金曜日	月～金曜日	月～金曜日	月～金曜日	月～金曜日
一般相談	民事相談（民事相談員）	月～金曜日					
	交通事故相談（交通事故相談員）	月～金曜日	毎月 第1火曜日	毎月 第2火曜日	毎月 第4火曜日	毎月 第3火曜日	毎月 第1金曜日
	暴力被害相談（生活安全専門員）	月～金曜日 ※		毎月 第1火曜日	毎月 第3火曜日	毎月 第4火曜日	毎月 第3木曜日
特別相談	人権相談（人権擁護委員）		毎月 第2水曜日	毎月 第3水曜日	毎月 第1水曜日	毎月 第3木曜日	毎月 第2木曜日
	行政相談（行政相談委員）		毎月 第2金曜日	毎月 第1金曜日	毎月 第4金曜日	毎月 第3金曜日	毎月 第1水曜日
	司法書士法律相談（司法書士）		毎月 第1木曜日	毎月 第3木曜日	毎月 第2木曜日	毎月 第4木曜日	毎月 第3水曜日
	表示登記・境界相談（土地家屋調査士）		毎月 第1月曜日	毎月 第2月曜日	毎月 第3月曜日	毎月 第4月曜日	毎月 第2金曜日
	行政書士法律手続相談（行政書士）		毎月 第1水曜日	毎月 第2木曜日	毎月 第4木曜日	毎月 第2火曜日	毎月 第4水曜日
	年金・労働相談（社会保険労務士）		毎月 第3火曜日				
	税務相談（税理士）						
法律相談（弁護士）		下記4をご覧ください					

1　市政相談

電話、来室、電子メール、ファクス、郵便などで随時お受けします。

市政へのご意見・ご要望	市の業務など市政に対するご意見やご要望など	電子メール：kocho@city.hiroshima.lg.jp　FAX：504-2121 郵便：〒730-8586　広島市中区国泰寺町一丁目6-34 広島市市民相談センター　宛

※　広島市ホームページ（https://www.city.hiroshima.lg.jp/）からもアクセスできます。

2　一般相談…広島市民に限ります。

民事相談の相談時間は、開庁日の8時30分から17時までです。ご来室の場合は、15時頃までにお越しください。なお、電話での相談も可能です。

各区役所での交通事故相談・暴力被害相談は予約制です。下表のとおり各区役所区政調整課へお申込みください。

区分	定員	予約方法	相談時間(持ち時間)	相談のない日
各区役所の交通事故相談	6人	随時、ただし相談日当日の10時まで、電話で先着順	13：00～16：00（1人30分間）	土・日・祝日、休日、8月6日 8月13日～8月16日 12月28日～1月4日
各区役所の暴力被害相談	4人		13：00～15：00（1人30分間）	

※　聴覚障害などで電話での予約申込みが難しい方は、事前に市民相談センターへファクス（504-2121）などでご相談ください。

の　　日　　程

相談は無料です。（令和４年６月現在）

区政調整課			相談内容
安佐北区	安芸区	佐伯区	
TEL819-3903	TEL821-4903	TEL943-9706	
FAX815-3906	FAX822-8069	FAX923-5098	
月～金曜日	月～金曜日	月～金曜日	市政に対する意見・要望など
			親族・相続関係その他日常生活上の法律関係の困りごとなど（刑事事件は除く）
毎月 第３金曜日	毎月 第４金曜日	毎月 第２金曜日	賠償額の算定、自賠責保険請求の方法など
毎月 第２木曜日	毎月 第１木曜日	毎月 第４木曜日	暴力団の介入をはじめとする暴力が絡む問題など ※暴力被害相談センター：市役所本庁舎12階　電話 504-2710　FAX 504-2712
毎月 第４木曜日	毎月 第２木曜日	毎月 第２木曜日	いじめや嫌がらせ、プライバシー侵害、名誉き損などの人権の侵害など ※広島法務局（0570-003-110）でも人権相談を受け付けています。
毎月 第３水曜日	毎月 第２水曜日	毎月 第４水曜日	国の機関、特殊法人などに関する意見・要望など
毎月 第２水曜日	毎月 第４水曜日	毎月 第１水曜日	登記、不動産、会社、相続、成年後見、債務整理（破産など）、裁判、その他身近な法律相談
毎月 第４金曜日	毎月 第１金曜日	毎月 第３金曜日	土地の境界に関すること。土地建物の調査測量、土地の分筆・建物の新築等の登記手続など
毎月 第１木曜日	毎月 第３火曜日	毎月 第２火曜日	遺言書、遺産分割協議書、任意後見契約、各種契約書、内容証明、外国人の在留、自賠責保険請求や建設業許可・営業許可など各種許認可の法律手続など
			公的年金、労働社会保険、労働安全衛生、職場におけるセクハラ・男女差別など
		毎月 第２月曜日	相続税・贈与税などの税金に関する諸問題 ※中国税理士税金相談センター（0120-927-370）でも税務相談を受け付けています。
			法律上の諸問題（刑事事件は除く）

３　特別相談…広島市民に限ります。

予約制です。下表のとおり各区役所区政調整課へお申込みください。（予約に空きがある場合、電話での相談も可能です。）

区分	定員	予約方法	相談時間（持ち時間）	相談のない日
表示登記・境界相談	６人	随時、ただし相談日当日の10時まで、電話で先着順	13：00～16：00 （1人30分間）	土・日・祝日、休日、８月６日
それ以外の相談	６人	相談の当日の８時30分から電話で先着順	13：00～16：00 （1人30分間）	８月13日～８月16日 12月28日～１月４日

※　聴覚障害などで電話での予約申込みが難しい方は、事前に市民相談センターへファクス（504-2121）などでご相談ください。

４　法律相談（弁護士）…広島市民に限ります。

身近な法律問題（刑事事件は除く）でお困りの方は、まず、市民相談センターへ電話されるか、ご来室ください。

左記２一般相談の民事相談員が相談を受けた後に予約を受け付けます。

５　その他の相談

一日総合相談	国、県、市等が一堂に会し、意見、要望などを受ける。	10月の行政相談週間行事の一環として、市役所本庁舎講堂で開催
よろず相談	広島自由業団体連絡協議会との共催で、法律、税金、登記、測量、許認可申請手続などの相談を受ける。	年１回（11月頃）、市役所本庁舎講堂で開催

※　具体的な開催日時は、広報紙「市民と市政」などで広報します。

区役所厚生部　地域支えあい課・福祉課・生活課
（福祉事務所・保健センター）

【所在地】

区役所厚生部（福祉事務所・保健センター）	所　在　地	電話（FAX）　市外局番：082				
		地域支えあい課　※総合相談窓口			福祉課 ※高齢介護係 介護保険担当	生活課
			こども家庭相談コーナー	地域子育て支援センター		
中　区	〒730-8565 中区大手町四丁目1-1 （中区厚生部・ 中区地域 福祉センター内）	504-2852 ※504-2586 504-2109 504-2528 (504-2175)	504-2739	504-2174	504-2570 ※504-2478 504-2569 504-2588 (504-2175)	504-2568 504-2571 504-2688 504-2572 504-2689 504-2331 504-2334 504-2443 504-2333
東　区	〒732-8510 東区東蟹屋町9-34 （東区総合 福祉センター内）	※568-7731 568-7735 568-7729 (568-7790)	568-7794	261-0315	568-7730 ※568-7732 568-7733 568-7734 (568-7781)	568-7725 568-7726 568-7727 568-7728 (264-5271)
南　区	〒734-8523 南区皆実町一丁目4-46 （南区役所別館内）	※250-4109 250-4133 250-4108 (254-9184)	250-4160	250-4134	250-4107 ※250-4138 250-4131 250-4132 (254-9184)	250-4103 250-4104 250-4105 250-4141 250-4149 250-4155
西　区	〒733-8535 西区福島町二丁目24-1 （西区厚生部・ 西区地域 福祉センター内）	294-6512 ※294-6289 294-6384 294-6235 (294-6113)	294-6519	503-6288	294-6218 ※294-6585 294-6342 294-6346 (294-6311)	294-6109 294-6117 294-6119 294-6583 294-6069 294-6135
安佐南区	〒731-0194 安佐南区中須一丁目38-13 （安佐南区総合 福祉センター内）	831-5003 ※831-4568 831-4944 831-4942 (870-2255)	831-5017	877-2146	831-4941 ※831-4943 831-4945 831-4946 (870-2255)	831-4939 831-4940 831-5010 831-4973
安佐北区	〒731-0221 安佐北区可部三丁目19-22 （安佐北区総合 福祉センター内）	819-0588 ※819-0587 819-0616 819-0586 (819-0602)	819-0639	819-0617	819-0585 ※819-0621 819-0605 819-0608 (819-0602)	819-0575 819-0576 819-0620
安 芸 区	〒736-8555 安芸区船越南三丁目2-16 （安芸区総合 福祉センター内）	821-1707 ※821-2810 821-2820 821-2809 (821-2832)	821-2827	821-2821	821-2808 ※821-2823 821-2813 821-2816 (821-2832)	821-2804 821-2806
佐 伯 区	〒731-5195 佐伯区海老園一丁目4-5 （佐伯区役所別館内）	943-9575 ※943-9728 943-9733 943-9731 (923-1611)	943-9773	921-5010	943-9729 ※943-9730 943-9732 943-9769 (923-1611)	943-9725 943-9726 943-9764

【相談日時】

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日～1月3日、8月6日を除く毎日。午前8時30分～午後5時15分

診療業務については、各保健センターにより異なっていますので、お問い合わせください。

【相談業務内容】

生活に困っている方、心身に障害のある方、児童、高齢者、母子・寡婦・父子家庭などで、さまざまな心配ごとを持っている方々の相談を受け、必要に応じた援護・措置などを行う福祉事務所と、妊産婦・乳幼児・児童・成人・高齢者・精神障害者の保健についての相談と指導を行う保健センターが連携して業務を行っています。厚生部は、地域支えあい課・福祉課・生活課の3課体制です。

地域支えあい課

- 高齢者の医療、福祉の相談（高齢者虐待に関する相談など）
- 児童の福祉相談（子どもの療育など）
- 妊産婦、赤ちゃん、育児の相談（母子健康手帳、家庭訪問、乳幼児健診、育児教室など）
- 健康相談や健診･検診（肥満･高血圧などの健康相談、歯科相談、栄養相談、健康教室、エイズ検査・相談、特定健康診査、がん検診など）
- 予防接種の相談（四種混合、麻しん風しん、日本脳炎、水痘、高齢者肺炎球菌、BCG、インフルエンザなど）
- 被爆者の相談（健康・生活相談、原爆養護老人ホームの入所相談など）
- 精神保健福祉相談（社会復帰クラブなど）

福祉課

- 高齢者の医療・福祉の相談（後期高齢者医療制度、在宅福祉サービスなど）
- 介護保険に関する相談（要介護認定・給付、保険料賦課・納付など）
- 児童の福祉相談（保育園等入園、児童手当、こども医療費補助など）
- ひとり親家庭等の福祉相談（児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費補助、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付けなど）
- 心身に障害のある方の福祉相談（障害福祉サービス、身体障害者手帳、療育手帳、重度心身障害者医療費補助など）
- 精神保健福祉相談（自立支援医療費制度（精神通院医療）、精神障害者保健福祉手帳など）
- 難病の相談（特定医療費の申請受付など）
- 小児慢性特定疾患の相談（医療費、交通費の申請受付など）

生活課

・くらしに困っている方の相談（生活保護など）

※保健・医療・福祉総合相談窓口

全区の地域支えあい課に保健・医療・福祉総合相談窓口を開設しています。保健師とケースワーカーが、高齢者や心身に障害がある方等からの相談に応じ、助言や情報提供を行うとともに適切なサービスが提供されるよう関係機関との連絡調整を行います。医療相談については、各区医師会との連携によるかかりつけ協力医紹介事業、医療相談事業を実施しています。

【相談料】

無　料

【相談方法】

電話又は直接来所してください。健康相談・健診については、事前に電話での申込みが必要なものもあります。

広島市社会福祉協議会

【所在地】

〒732-0822　南区松原町５－１　広島市総合福祉センター内
（BIG FRONT ひろしま 6F）
電話　082-264-6400　FAX　082-264-6437
ホームページアドレス　http://shakyo-hiroshima.jp/

【相談日時】

月～金曜日　午前８時30分～午後５時15分
（祝日、８月６日、12月29日～翌年１月３日を除く）

【相談業務内容】

高齢者、障害児（者）、母子、父子、児童、低所得者、ボランティア等について、次のような相談に応じています。

(1)　地域の福祉活動について
(2)　住民参加型の市民福祉活動について
(3)　車いすの貸出について
(4)　ボランティア活動について
(5)　福祉に関わる学習・体験学習について
(6)　社会福祉に関する図書やビデオ（DVD）、情報誌等について
(7)　当事者団体、関係機関によるネットワークづくり
(8)　その他社会福祉全般について

※　福祉サービス利用援助センターについては、105ページにあります。
※　広島市成年後見利用促進センターについては、96ページにあります。
※　広島市くらしサポートセンターについては、17ページにあります。
※　広島市シニア応援センターについては、48ページにあります。

(1)(2) … 地域福祉推進課地域福祉係（082-264-6403）
(3) … 地域福祉推進課事業係
（082-264-6404）
(4)(5)(6)(7)
… ボランティア情報センター
（082-264-6408）

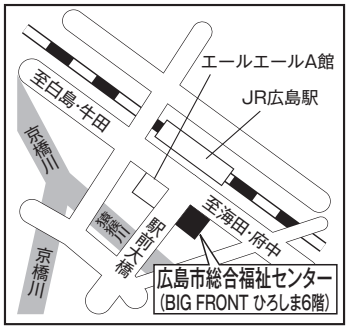

【相談料】

無　料

【相談方法】

電話又は直接来所してください。

区社会福祉協議会

【所在地】

区社会福祉協議会	郵便番号	所　在　地	電　話 ＦＡＸ
中区社会福祉協議会	730-0051	中区大手町四丁目1-1 大手町平和ビル5階 （中区地域福祉センター内）	082-249-3114 082-242-1956
東区社会福祉協議会	732-8510	東区東蟹屋町 9-34 東区総合福祉センター 4 階	082-263-8443 082-264-9254
南区社会福祉協議会	734-8523	南区皆実町一丁目 4-46 南区役所別館3階（南区地域福祉センター内）	082-251-0525 082-256-0990
西区社会福祉協議会	733-8535	西区福島町二丁目 24-1 西区地域福祉センター 4 階	082-294-0104 082-291-7096
安佐南区社会福祉協議会	731-0194	安佐南区中須一丁目 38-13 安佐南区総合福祉センター 5 階	082-831-5011 082-831-5013
安佐北区社会福祉協議会	731-0221	安佐北区可部三丁目 19-22 安佐北区総合福祉センター 4 階	082-814-0811 082-814-1895
安芸区社会福祉協議会	736-8555	安芸区船越南三丁目 2-16 安芸区総合福祉センター 3 階	082-821-2501 082-821-2504
佐伯区社会福祉協議会	731-5135	佐伯区海老園一丁目 4-5 佐伯区役所別館 5 階 （佐伯区地域福祉センター内）	082-921-3113 082-924-2349

【相談日時】

月～金曜日　午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

（祝日、8 月 6 日、12 月 29 日～翌年 1 月 3 日を除く）

【相談業務内容】

高齢者、障害児（者）、母子、父子、児童、低所得者、ボランティア等について、次のような相談に応じています。

(1)　地域の福祉活動について

(2)　ボランティア活動について

(3)　福祉に関わる学習・体験学習について

(4)　車いすの貸出について

(5)　高齢者、障害児（者）、ひとり親世帯等の仲間づくりや会活動について

(6)　ガイドヘルパーについて

(7)　かけはし（日常生活自立支援事業）について

(8)　生活福祉資金・貸付事業について

(9)　その他社会福祉全般について

【相談料】

無　料

【相談方法】

電話又は直接来所してください。※地図は 10 ～ 11 ページにあります。

区社会福祉協議会（心配ごと相談所）

【相談場所、相談日時及び所在地】

相談場所	相談日時	郵便番号	所在地	電話	FAX
中区地域福祉センター	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	730-0051	中区大手町四丁目1-1 大手町平和ビル5階 （中区地域福祉センター内）	082-249-3114	082-242-1956
東区総合福祉センター	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	732-8510	東区東蟹屋町9-34 東区総合福祉センター4階	082-263-8443	082-264-9254
南区地域福祉センター	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	734-8523	南区皆実町一丁目4-46 南区役所別館3階（南区地域福祉センター内）	082-251-0525	082-256-0990
西区地域福祉センター	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	733-8535	西区福島町二丁目24-1 西区地域福祉センター4階	082-294-0104	082-291-7096
安佐南区総合福祉センター	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 ※弁護士相談（要予約） 第3水曜日 午後1時～午後3時 ※子育て･サークル相談 不定期　月1回 午前10時～午後2時	731-0194	安佐南区中須一丁目38-13 安佐南区総合福祉センター5階	082-831-5011	082-831-5013
安佐北区総合福祉センター	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	731-0221	安佐北区可部三丁目19-22 安佐北区総合福祉センター4階	082-814-0811	082-814-1895
安芸区総合福祉センター	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	736-8555	安芸区船越南三丁目2-16 安芸区総合福祉センター3階	082-821-2501	082-821-2504
佐伯区地域福祉センター	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	731-5135	佐伯区海老園一丁目4-5 佐伯区役所別館5階 （佐伯区地域福祉センター内）	082-921-3113	082-924-2349

【相談業務内容】

相談員等が、日常生活上の悩みごとや心配ごとの相談を受け、適切な助言等を行うと共に、専門的な事項については関係相談機関に紹介しています。

【相談料】

無　料

【相談方法】

電話又は直接来所してください。

（市外局番：082）

中区社会福祉協議会

中区地域福祉センター内

TEL 249-3114　FAX 242-1956

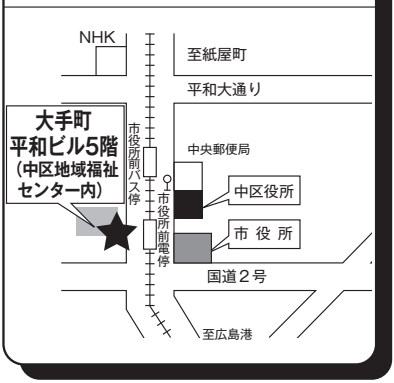

東区社会福祉協議会

東区総合福祉センター内

TEL 263-8443　FAX 264-9254

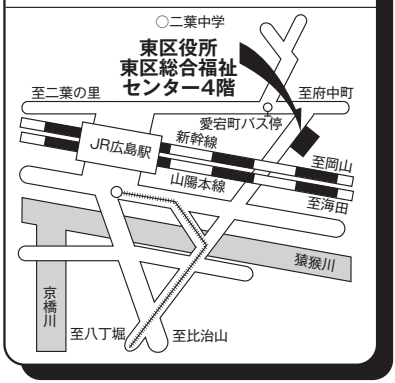

南区社会福祉協議会

南区役所別館内

TEL 251-0525　FAX 256-0990

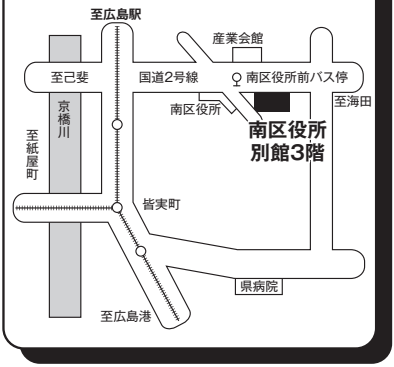

西区社会福祉協議会

西区地域福祉センター内

TEL 294-0104　FAX 291-7096

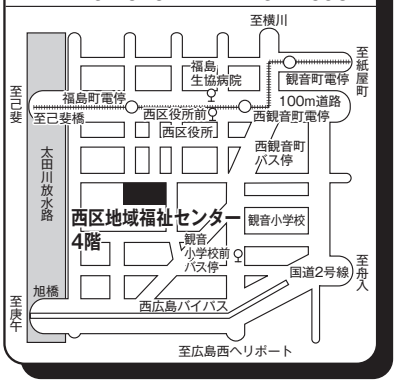

（市外局番：082）

安佐南区社会福祉協議会

安佐南区総合福祉センター内

TEL 831-5011　FAX 831-5013

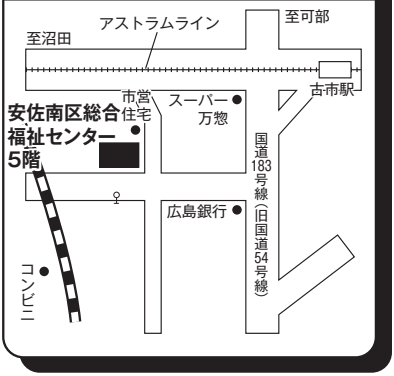

安佐北区社会福祉協議会

安佐北区総合福祉センター内

TEL 814-0811　FAX 814-1895

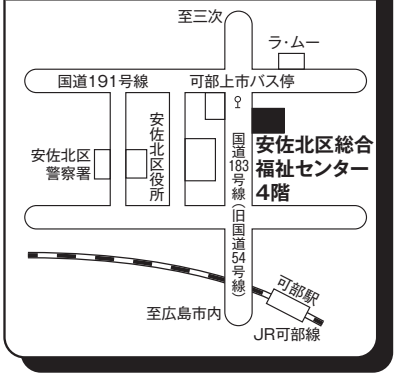

安芸区社会福祉協議会

安芸区総合福祉センター内

TEL 821-2501　FAX 821-2504

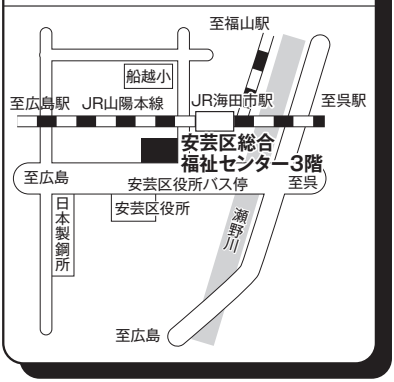

佐伯区社会福祉協議会

佐伯区役所別館内

TEL 921-3113　FAX 924-2349

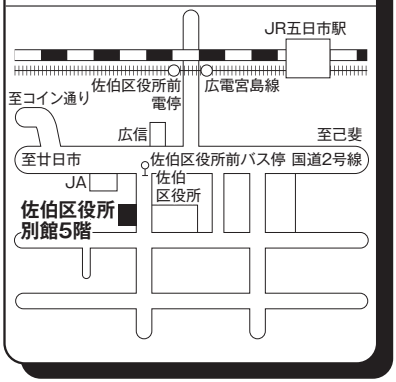

女性相談員による女性のためのなんでも相談

【実施主体】

広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）

【相談電話番号】

電話　082-248-3315

面接予約　082-248-3312

【相談日時】

区　　分		曜　　日	時　　間
電話相談		毎日 ただし、月曜日、祝休日（日曜日の場合は受付）、年末年始（12月29日～１月３日）を除く。	午前10時～午後４時 （水・木曜日は午後５時～午後８時も）
面接相談（予約制）	法　　律	第１及び第２木曜日	午後１時～午後４時
	こ こ ろ	第４木曜日	午後１時～午後４時
	就労支援	第２土曜日	午後１時～午後４時

【対象者】

女性

【相談内容】

介護、家族、子育て、仕事のことなど女性が抱えるさまざまな悩みについて相談を受けます。

【相談料】

無　料

【相談方法】

・電話相談は、所定の時間帯に電話で受け付けます。
相談時間は、お一人さま30分程度です。

・面接相談は、予約制です。電話でご予約ください。
予約受付時間　毎日午前９時から午後８時
ただし、月曜日、祝休日（日曜日の場合は受付）、年末年始（12月29日～１月３日）を除く。相談時間はお一人さま１時間です。

【その他】

1　電話相談は、女性の相談員が共に考えながら適切なアドバイスをするなど、親切・ていねいに対応します。

2　面接相談は、専門家が応じます。

男性相談員による男性のための電話相談

【実施主体】

広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）

【相談電話番号】

電話　082-545-6160

【相談日時】

水曜日　午後５時～午後８時

土曜日　午後１時～午後４時

ただし、祝･休日、年末年始（12 月 29 日～１月３日）は除きます。

【対象者】

男性

【相談内容】

介護、家庭、子育て、仕事のことなど男性が抱えるさまざまな悩みについて相談を受けます。

【相談料】

無　料

【相談方法】

所定の時間帯に電話で受け付けます。

相談時間は、お一人さま 30 分程度です。

【その他】

男性の相談員がともに考えながら適切なアドバイスをするなど、親切・ていねいに対応します。

エソール広島相談事業

【所在地】

〒730-0051　広島市中区大手町１－２－１　おりづるタワー10階
公益財団法人　広島県男女共同参画財団
電話　082-242-5262　FAX　082-240-5441
ホームページアドレス　http://www.essor.or.jp

【相談日時・内容・方法】

	相談日時	相談内容	相談方法
一　般　相　談	月～火曜・木～土曜 （祝日･年末年始を除く） 午前10時～午後4時	生活上のさまざまな悩みを受け止め、相談者自らが解決の方策を見出せるよう援助する電話相談です。	082-247-1120へお電話ください。
ＬＧＢＴ相談	土曜日 （祝日･年末年始を除く） 午前10時～午後4時	ご家族・パートナー・支援者の方からの相談もお受けします。	082-207-3130へお電話ください。
面　接　相　談	金曜日 （祝日･年末年始を除く） 午後1時～午後4時	主に夫婦・家族の問題についての面接相談です。	※予約制 082-247-1120へお電話ください。

【相談料】

無　料

【相談方法】

電話してください。

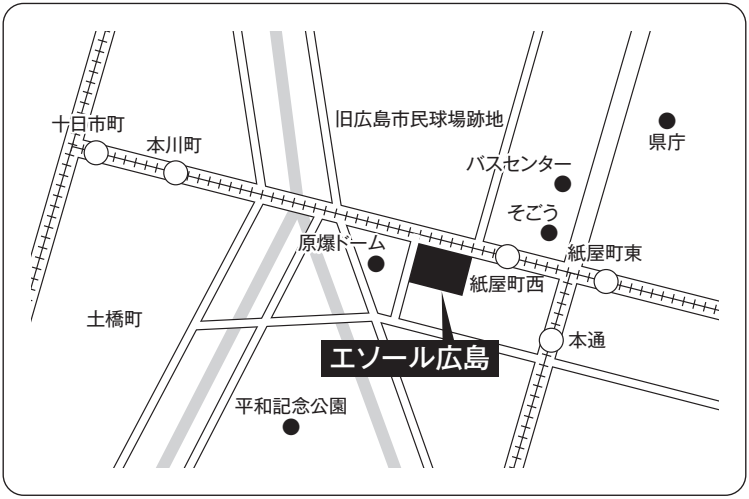

広島駅から
　広島電鉄（宮島線・江波線）に乗車。「原爆ドーム前」下車、徒歩すぐ

紙屋町バスセンターから
　徒歩およそ５分

行政困りごとなんでも相談所

【所在地】

〒730-8501　中区基町６－27　そごう広島店本館９階
電話　082-223-6030

【相談日時】

毎日　午前10時～午後５時
（但し、そごう広島店の休館日、12月29日～１月３日を除く）

【相談業務内容】

①　国の行政機関等の仕事に関すること（道路、河川、社会福祉、電波・通信、登記、郵便事業、相談窓口など）の相談を受け付けています。

②　次のような専門の相談を定期的に受け付けています。

相談日（注）	相談内容	担当機関
第１木曜	交通事故	行政書士会　交通事故業務協議会
第１土曜	税　金	税理士会 ※完全予約制（２週間前から受付）
第２金曜	法　律	弁護士会 ※完全予約制（１か月前から受付）
第３木曜	年金・労働	社会保険労務士会
第３金曜	成年後見・終活	行政書士会　成年後見・民事信託協議会
第４金曜	情報公開・行政手続制度	行政評価局

（注）通常の相談日と異なる月がありますので、詳細はお問い合わせください。

【相談料】

無　料

【相談方法】

電話又は直接来所してください。
相談のお申出は、午後４時30分までにお願いいたします。